

都市基盤施策の充実強化について

(新潟県市長会)

国土の均衡ある発展と活力ある地域社会を実現し、魅力と活力にあふれた地域づくりを進めるためには、都市基盤施設整備の促進が求められている。

よって、国においては、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

1 公共事業の充実について

- (1) 地域経済の活性化や離島の生活基盤格差を是正し、社会基盤の着実な整備を推進するため、必要な公共事業予算を確保すること。
また、公共事業の担い手である建設業の生産性の向上などの環境整備や人材確保に対する支援を講じること。
- (2) 昨今の原材料価格の高騰等を踏まえ、地方自治法施行令に規定する少額随意契約できる額の上限を引上げること。

2 道路整備事業の促進等について

- (1) 定住促進や地域コミュニティの安定など、地方創生に資する市町村道の整備財源を長期的・安定的に確保すること。
- (2) 今後老朽化対策の徹底が必要となる道路及び橋りょうの道路施設や公園施設の点検、維持・補修、更新及び耐震化について、補助率の嵩上げ、起債条件の緩和、補助対象の拡大など、財政支援を拡充すること。

3 公共交通施策の拡充等について

- (1) 日常生活に必要不可欠な路線バス等の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業における要件の弾力的な運用を図るとともに、地方都市間における高速バス路線を維持するための支援措置を講じること。
また、慢性的なバス・タクシー運転手不足を解消するため、人材確保の取組を推進すること。
- (2) 第三セクター鉄道会社が今後も地域鉄道としての重要な役割を維持していくため、輸送の安全性向上に資する事業に対し、十分な予算を確保するとともに、固定資産税等の特例措置の延長、整備新幹線の貸付料の活用及び貨物調整金制度の見直しなど、当該会社が維持・存続のために必要な支援を講じること。
- (3) JR等鉄道の地方路線は、地域住民の生活や地域経済活動の基盤として重要な役割を担っていることから、地方の鉄道ネットワークの維持確保のため、JRを含めた鉄道事業者の持続的な経営に向けた更なる支援など、必要な対策を講じること。

4 港湾・海岸の整備促進等について

- (1) 能登半島地震の液状化等による港湾機能の被害等を踏まえ、国際拠点港湾や離島の港湾施設を含め、耐震化、老朽化対策を推進すること。
- (2) 日本海側港湾に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船寄港を見据えた受入環境整備等の取組を推進するとともに、カーボンニュートラルポートの取組を推進すること。

5 上下水道事業への支援について

- (1) 水道水の安定供給に係る交付金について、予算を十分に確保するとともに、採択要件緩和、交付対象拡大及び交付率引上げを図ること。
また、可能な限り水需要に見合った施設の統廃合が進むよう、廃止した浄水場等の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 下水道施設の老朽化に伴う改修・更新及び浸水・地震対策に係る財政支援措置を継続・拡充するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も、処理場施設の改築更新に必要な財源を十分に確保すること。
- (3) 水道検針業務の効率化や災害時の漏水の早期発見等に有効な水道スマートメーターの一層の導入促進等を図るため、直接的な財政支援制度を創設すること。

6 豪雪地域の振興等について

- (1) 歩道も含めた市町村道の除排雪に要する経費について、社会資本整備総合交付金の要件緩和や特別交付税措置率の拡充など、財政措置を拡充すること。
また、豪雪時には、交付金の追加配分や市町村道除雪費補助の臨時特例措置など継続的な支援を実施すること。
- (2) 除雪業者の担い手不足解消に向け、若手技術者等の雇用に係る取組を推進するとともに、安定的な事業量確保に向けた公共事業予算を確保すること。
- (3) 豪雪地で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除雪・消雪経費に対する支援策を講じるとともに、自治体を実施する除雪・消雪への支援制度に対し、財政措置を講じること。
- (4) 高齢化等の進展により、自力での屋根雪処理作業等が困難となっている世帯が増加しているため、地域コミュニティによる高齢者世帯での屋根雪下ろしなどの除排雪作業に対し、一層の財政支援を講じること。

7 まちづくり等の推進について

- (1) 人・モノ・情報が行き交う活力あるまちづくりを進めるため、連続立体交差事業、立体交差道路整備及び交通広場整備に係る予算を確保すること。
- (2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、自治体が定める耐震改修促進計画における住宅の耐震化率の目標を早期に達成するため、社会資本整備総合交付金（耐震関係）を拡充すること。
- (3) 資材価格の高騰等に伴い激増する市街地再開発事業費の負担軽減を図るための「防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）」について、市街地再開発事業の特性を踏まえ、上限額を見直すなど、制度の拡充を図ること。

8 空き家対策に対する財政支援について

- (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等の強制撤去や緊急安全措置について、補助率の嵩上げなど財政措置を拡充すること。

また、管理不全空き家や居住目的のない空き家の除却に対する財政支援を拡充すること。

- (2) ホテル等の大規模な空き建築物の除却及び安全対策等について、十分な支援措置を講じること。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法に限らず、建築基準法や道路法等も適用し安全対策等に必要な措置を講じること。